

☆自閉症のある子どもの教育における 合理的配慮の観点及び一例



自閉症のある児童生徒への合理的配慮って、どんな例があるの？

「教育支援資料」には、自閉症のある子どもの教育における合理的配慮の観点*¹として整理され、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①—1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

*自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特なこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。

- 例) 動作等を利用して意味を理解する
 繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

*自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得
 社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等

①—2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

*自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。

- 例) 写真や図面、模型、実物等の活用

*細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことへの配慮をする。

- 例) 扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

①-2-2 学習機会や体験の確保

*自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることへの配慮をする。

- 例) 実際的な体験の機会を多くすること

*言葉による指示だけでは行動できないことが多いことへの配慮をする。

- 例) 学習活動の順序が分かりやすくなるよう活動予定表等の活用

*1：ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

* 情緒障がいのある子供の状態（情緒不安や不登校、引きこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。

例) カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応 等

* 自閉症の特性により、二次的な障がいとして、情緒障がいと同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。

②
支援体制

②—1 専門性のある指導体制の整備

* 自閉症等の特性について理解を深められるようにする。

例) 自閉症や情緒障がいを十分に理解した専門家からの支援

特別支援学校のセンター的機能の活用

自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用

②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

例) 他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

②—3 災害時等の支援体制の整備

例) 自閉症や情緒障がいのある子どもは、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

③
施設・設備

③—1 校内環境のバリアフリー化

例) 自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。

③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

* 衝動的な行動によるけが等が見られることへの配慮をする。

例) 安全性を確保した校内環境を整備する。

* 興奮が収まらない場合を想定した配慮をする。

例) クールダウン等のための場所を確保する。

必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。

③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

* 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス*²を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。